

第15回環謝祭 模擬店 参加要項

はじめに

模擬店とは・・・

1. 学生が独自に出すお店のこと
2. 公立鳥取環境大学大学祭実行委員会（以下「当委員会」と表記）が募集を行うもの
3. 主に当委員会の模擬店管理班が指導する
4. 出店するにあたって、団体とお客の間にお金が発生する場合は、模擬店として扱う

目次

- ① 対象者・人数等について
- ② 代表者について
- ③ 違反について
- ④ 出店に必要なもの
- ⑤ 出品物について
- ⑥ 備品について
- ⑦ 利用施設について
- ⑧ 参加料金について
- ⑨ 保健所へ提出する書類について
- ⑩ 提出書類の作成について
- ⑪ 今後実施予定の説明会について
- ⑫ その他
- ⑬ 連絡先について
- ⑭ 各種時間について

①対象者・人数等について

1. 公立鳥取環境大学関係者のみ
⇒それ以外が参入する場合は要相談
2. 飲食物を販売する団体の出店人数は5名以上20名以下
⇒テント内の人数は、3名以上9名以下
3. 模擬店の掛け持ちは不可
4. メンバーの変更は環謝祭開催2週間前まで

※変更した場合は委員会まで模擬店出店者一覧表を訂正し、メールにて連絡すること

②代表者について

1. 出店団体ごとに代表者1名及び副代表者を2名設ける
代表者には、模擬店団体の責任者として説明会への参加、メールの返信・書類の提出等が求められる
⇒こちらが提示した連絡について、1週間以上連絡が取れない場合は出店希望を認めない
副代表者は、代表者が行うべき行動を代理する必要がある場合、代理人となる
2. 各代表者はメンバーの氏名・学籍番号を当委員会に伝えること
連絡先等の変更があった場合は必ず当委員会まで連絡すること
3. 代表者・副代表者は、説明会やメール等で得た情報を全メンバーに周知徹底させること

③違反について

別紙の「模擬店 違反事項」を参照

環謝祭開催期間中に「模擬店 違反事項」の内容に該当する行為を行った団体及び個人は、「模擬店 違反事項」に記載されている対応・罰則を適用する

④出店に必要なもの

| 団体ごとに用意 | 詳細 |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 出品物 | p2⑤参照 |
| 調理器具 | p4 参照 |
| 食器 | ※平皿、深皿、箸は当委員会で貸出を行うことができる |
| 台拭き・雑巾 | 各団体で2枚ずつ以上用意しておくこと |
| その他 | クーラーボックスなど |
| 貸し出す(せる)もの | 詳細 |
| テント | 事前に申請してある張り数のみ使用可(※原則1/2張り、1張り使用したい場合要相談) |
| 土嚢 | 安全確保のために使用する(※必ず使用すること) |
| 横幕 | 衛生管理のためにテントの3方向を囲う(※両日共に委員が設置・回収する) |
| 冷蔵・冷凍庫 | 学食に備え付けのもののみ使用可 |
| ガスボンベ | 当日の追加申請が可能(別料金) ※数に限りがある |
| ガスコンロ | 事前に申請してある数のみ貸し出し可能 |
| 断熱材 | コンロ等、発熱するものから備品を保護するもの ※当日、忘れたもしくはなくした場合は、当委員会からお金を払って買ってもらう |
| 発電機 | 事前に申請してある電力量のみ使用可 |

⑤出品物について

飲食物について

- 加熱処理を行う
⇒生もの等を使用する場合には温度管理等を厳重に行う
- たれ・あん・生クリーム・生野菜・肉等を使用する場合は特に管理を厳重に行うこと
- 出品物の例

| | | |
|----------|--------------|------------|
| ○…許可するもの | △…特別注意が必要なもの | ×…許可できないもの |
|----------|--------------|------------|

- 加熱するもの
- 常温でも保存できるもの
- 既製品のドリンク(未開封のものを用意)
- △生もの
- △冷蔵・冷凍が必要なもの
- ×酒類(ノンアルコールを含む)

※保健所への提出書類が認可されない場合、出店することができなくなるため注意すること

※調理時に使用する水は、汲み置きしていないものを使うこと

飲食物以外の販売物について

○新品（未使用品）

△中古品

⇒転売は認めない。出品物の内容について、事前に当委員会で確認を行う。

飲食物以外の模擬店（輪投げ・射的 等）について

出店に必要なものは、各団体で用意すること（※当委員会では用意しない）

飲食物以外の団体に対しては、委員が個別に対応を行う

例外として1団体にのみに当委員会が購入しているストラックアウトの貸しだしを行う（希望団体が多かった場合は抽選を行う）

⑥備品について

※備品を紛失または破損させた場合、破損させた者の所属する団体が弁償する。当委員会は一切の責任を負わない

テントについて

1. 必要となる理由

飲食物の場合は原則として屋外での出店となるため

2. 建てる上での注意

当委員会のとり決めた日時に設営・片付けをすること

設営中に怪我や事故をしないように気をつけること

飲食物を販売する場合、テントの三方（正面以外）を配布するビニール幕（横幕）で囲う

飲食物以外の販売でも、要望があれば、横幕をはることができる

土嚢について

テントに関するマニュアルP5, 6ページ 参照

発電機について

1. 必要である場合のみ当委員会へ要申請

⇒事前に当委員会へ使用電力量を申請すること

※1団体の発電機の上限容量は1200wとする

2. 使用希望団体が多い場合は、当委員会で調理品・提出順位等を参考に選考し、使用団体へ提案する

3. 容量内であっても、電力の過剰使用は控えること

4. タコ足配線は厳禁

※タコ足配線に起因する発火等の事故やそれに伴う損失の責任は全て該当団体または個人に帰する

5. 発電機設置による都合上出店場所が限定されるため、他団体と共用する場合がある

また、電気使用量次第でも同様に他団体と共用する場合がある

6. 自団体で発電機を用意する場合にも申請が必要となるので注意すること

※「個人」または「当委員会以外の団体」が用意する発電機による事故等の責任は使用した団体が負う

食器について

1. リターナブル食器は、希望団体にのみ配布する
※特に、平皿、深皿、箸を使う食品を販売する団体が該当する
これらの食器以外のものを使用する場合は各団体に用意してもらう
2. リターナブル食器は使い捨てではないので、飲食物を販売する団体に食器洗浄をしてもらう
食器洗浄は、当委員会が作成したローテーションに則り順次洗浄を行う。食器洗浄ローテーションは最後までこなすこと。

平皿



深皿



衛生品について

1. 当日飲食物を販売する各団体へアルコール・マスク・手袋等を配布するので必ず使用すること

調理器具について

1. 調理器具は各自で用意すること。貸出は行わない
2. 調理器具の衛生管理を十分行うこと
⇒加熱消毒やアルコール消毒など
→衛生管理の不備に困り生じた事故等は、当委員会の設ける規定に則り処分する
3. 調理器具等の洗浄は、給湯室でのみ可能
※給湯室での調理は禁止とする

その他

- ・ 備品の変更等の申請は、期限内のみ有効とするので、使用備品の確定を早めに行うこと
⇒期限は9月1日とする
- ・ 準備日・1日目営業終了後は机・椅子をテントに入れること
- ・ 机・椅子の汚れをふき取ること
- ・ 申請を受けて貸し出したガスコンロの使用は認めるが、市販のガスコンロ・カセットコンロなどの使用は認めない

⑦利用施設について

学食の冷蔵庫・冷凍庫について

1. 学食の業者（H27年度は株式会社マルテ SFさん）の所有するものを使用する
⇒食材の搬入・搬出は前日から可能
→使用を希望する団体は当委員会へ要申請

調理場所について

1. 公民館の利用が可能
⇒利用を希望する団体は委員会でまとめて申請するため、各自では申請を行わないこと
→場所に限りがあるため、上限を超過する場合は申請順とする
⇒公民館にある備品の無断持ち出しは厳禁
→無断持ち出しが発覚した場合は理由の如何を問わず当委員会の設ける規定に則り処分する
2. 給湯室の利用について
給湯室を利用する際は、食堂にいる委員に声をかけて、鍵をあけてもらうこと。
勝手な使用は認めない。給湯室にあるマニュアルをよくよみ、それに従って使用すること
油の処理の仕方は、別紙参照。（次回以降の模擬店説明会で、多量の油を使用する団体にのみ配布）
3. 下ごしらえする場所について
下ごしらえは、公民館またはテント内で行うこと

⑧参加料金について

1. 料金については「模擬店出店申込用紙」参照
2. 料金の回収日は、後日代表者宛に連絡する
3. 当委員会の過失に因り出店及び営業が不可能になった場合のみ、支払い済みの参加料は全て返金する
この際返金するのは、参加料含め以下の通りである。※購入の証明があり、申請しているものに限る。
 - ・販売物が飲食物の場合、当委員会は販売物の調理に必要な材料の仕入れ価格分を返金する
 - ・販売物が飲食物以外の場合、当委員会は新品であり、未開封の販売物の仕入れ価格分を返金する
 - ・いずれの場合も、上限は5千円とする。

⑨保健所へ提出する書類について

- ・飲食物を出品する場合
 - ⇒該当模擬店は、「テント内配置図」「調理工程表」等を当委員会へ提出する
 - ⇒不認可となった場合、認可されるまで繰り返し資料を提出する必要がある
 - 7月17日までに認可されなかった場合は出店取り消しとなるため、早期の段階で提出する様心がけること
 - ⇒認可後は各出品物の調理工程等の変更を認めない
 - やむを得ぬ事情等がある場合は当委員会へ相談すること

⑩提出書類の作成について

提出の際、メールの件名を統一すること

→「提出書類名 団体名」に統一

(例) 模擬店出店申込用紙 大学祭実行委員会

提出書類 (詳しくは別紙参照)

- ・ 模擬店申込用紙
- ・ 調理工程表
- ・ テント内配置図
- ・ 運営工程表
- ・ ゴミ分別リスト
- ・ 模擬店 PR 用紙

※全ての変更は原則環謝祭のひと月前までに行うこと

⇒変更を減らすために、委員が認めた場合のみ可とする

⇒変更等は文書にして提出してもらおう (口約束は無効とする)

⇒変更理由と共に、どの資料をどのように変更したのかをメールに明記して送信すること

⑪今後実施予定の説明会について

説明会への参加について

- ・ 飲食物を販売する団体は必ず全ての説明会に参加すること

次回模擬店説明会は、6月12日(金)16:20～ 学生センター2階会議室にて行う。

- ・ 飲食物以外を販売する団体は、第1回説明会への参加のみ求める。その後説明会は行わない。

※開催に関する情報は適時代表者へ学内メール (パソコンへ送信) にて連絡するので確認を怠らないこと

参加対象者について

1. 原則、各団体につき代表者・副代表者 (及びその代理人) のいずれかを含む3名以下が出席すること

※万が一代理人を立てることが出来ない場合は事前に当委員会まで連絡すること

⑫その他

準備段階から「模擬店出店舗に関する注意事項等」に注意して運営すること

テント抽選会は、7月23日(木)17時から行う

⑬連絡先について

模擬店に関する質問・意見・要望等は当委員会の学内アドレスへ

⇒連絡先は gakusai@kankyo-u.ac.jp とする

第15回環謝祭 HP

URL: <http://kansyasai2015.web.fc2.com>

⑭各種時間について

17日(土)営業時間 10:00～18:00

18日(日)営業時間 10:00～17:00

※大学祭2日目 雨天時の場合は16:30に模擬店を終了すること

16日～18日、各種引渡し時間 別紙資料参照 (次回以降の模擬店説明会にて配布)